

高知市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 新旧対照表

改正前

(適用区域)
第3条 この条例の適用を受ける区域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示された次に掲げる地区計画の区域とする。
(1)～(19) (略)
(20) 高知広域都市計画高知一宮団地地区計画
(21) (略)

別表

地区計画の名称	計画地区の区分	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
		建築してはならない建築物	敷地面積の最低限度	壁面等の位置の制限	建築物の高さの最高限度	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度
略							
高知一宮団地地区計画		略					
		略					

改正後

(適用区域)
第3条 この条例の適用を受ける区域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示された次に掲げる地区計画の区域とする。
(1)～(19) (略)
(20) 高知広域都市計画高知中央産業団地地区計画
(21) (略)

別表

地区計画の名称	計画地区の区分	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
		建築してはならない建築物	敷地面積の最低限度	壁面等の位置の制限	建築物の高さの最高限度	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度
略							
高知中央産業団地地区計画		略					
		略					